# 管の表示方法

平成26年7月1日改正

笠岡市上下水道部水道課

## ◎管の表示方法

#### 1 管明示テープ巻付要領

(1) 名称等の明示

道路に埋設される水道管については, その名称, 埋設の年を明示するものとする。 ただし、下記のものについては除外する。

- (ア)外径0.08m (内径75mm) 未満のもの。ただし、監督員が指示した場合はこの限りではない。
- (イ) 各戸に引き込むために地下に埋設されるもの。ただし、内径75mm以上のものは、 明示をするものとする。
- (ウ) コンクリートで堅固に防護されたもの。

明示の方法は、水道管又はこれに付属して設けられた物件に退色その他により明示に係る事項の識別が困難になるおそれがないように、ビニールその他耐久性を有するテープを巻き付ける等により、2メートル以下の間隔で名称を明示すること。管径350mm以下は胴巻テープのみ、管径400mm以上については胴巻きテープと天端テープの使用により識別を明らかにするものとする。

- (2) 明示に使用する材料
  - (ア) 材料 塩化ビニールテープ
  - (イ) 色 地色-青色、文字-白色 として印刷されたものとする。 ビニールテープ等は、総柄模様(連続印刷)を原則とする。
  - (ウ) テープの形状

テープの形状寸法は、次表のとおりとする。

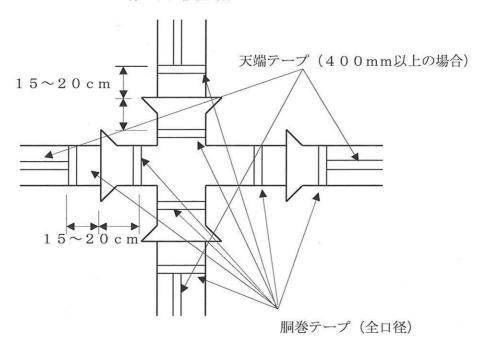
| 管       | 径    | 胴巻テープの幅 | 天端テープの幅 | テープの厚さ |
|---------|------|---------|---------|--------|
| 3 5 0 r | nmまで | 5 c m   | _       | 0.2mm  |
| 4 0 0 r | mm以上 | 5 c m   | 5 c m   | 0.2 mm |

## (3) 胴巻テープの間隔

明示の方式は、ビニールテープを1回半巻きを標準とする。

- (ア) 管長4.0 m以下・・・3 箇所/本 管の両端から15 c m~20 c mならびに中間1箇所
- (イ) 管長5.0 m~6.0 m···4 箇所/本 管の両端から15 c m~20 c m並びに中間2 箇所
- (ウ) 特殊管で(ア), (イ) に該当しない場合は、テープ等の間隔が2.0 m以上にならないよう箇所を増加する。
- (エ) 推進工法による場合はテープの代わりに青色ペイントを天端に塗布すること とする。

① 異形管(特殊部)における明示は、次のとおり(第1図)とする。 第1図(異形管)



- ② 弁類については鉄蓋がありこれに表示されているので、他の埋設管との区別が容易であり表示の必要はない。
- (4) 明示テープは管路巻付テープ(上水道用)を使用すること。 明示テープの表面には、必要事項の文字で上水道、年号(西暦年号)を連続印刷 (4段)したもの。

第2図 (明示テープ印刷例)



※明示の年は3か月位ずれても差し支えない。

また、布設年が明確でない管は、10年程度の誤差は差し支えない。

文字のうち布設年については、暦年であって、年替わりでずれる場合は、旧年の 文字の上に同質のビニールシールに新しい布設年を印刷したものを重ねて貼り付 ける等のことができる。

#### (5) 既設管等の措置

現に地下に埋設されている水道管に関しては、次の場合に名称等を明示するものとする。なお、掘削延長5m未満の小規模なものについては、その都度道路管理者のの立会等により決定する。

- (ア) 既設管を本市の新設,改良工事等により露出させた場合。
- (イ) 道路管理者の行う道路に関する工事並びに維持に伴う工事により, 既設管が露出することとなった場合。
- (ウ) 他の企業者の占用工事に伴い露出することとなった場合。

#### 2 明示帯シート敷設要領

明示帯シートは、配水管の地中管路の埋設位置を明示するために管路と地表面との中間(原則)の示す位置に敷設する。

#### (1) 明 示

明示帯シートの表面には、必要事項を土中に長期埋設しても変色・薄れのないような方法で連続印刷するものとする(青色生地に白色文字とし第3図による)。

### (2) 構造·材料

- (ア) 明示帯シートは、高密度ポリエチレンクロスに低密度ポリエチレンをラミネートしたもので、耐薬品製に優れ、バクテリア等により腐食することがないものとする。
- (イ) 明示帯シートは、2倍に折り込み、敷設時に折り込み部がはぐれないようにウェルド法又はミシン縫いによって固定するものとする。

#### (3)施工

敷設する場合は、転圧した上に第4図の要領で敷設する。

第3図 (単位mm)

